

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>クレジットカードによる積立月額 10 万円への引き上げは、上限額が少ない。積立投資枠・成長投資枠合わせて年間 360 万円積立できる制度なら、月額 30 万円へ引き上げるべきである。また、現時点で、複数の証券会社で別々のクレジットカードで、積立設定できるので、ポイント獲得目当てに、月額上限は、複数の証券会社に積立するインセンティブが生じており、そもそも上限規制はあまり意味が無い。積立額上限は、信用供与するクレジットカードの判断に任せるのが望ましいが、それが無理でもせめて月額 30 万円までは認めるべきである。クレジットカード積立は、ポイントが付くし、自動で引落しされるので、継続的に積立する習慣をつけるのに、良い制度だと思う。</p>	<p>今回の改正は、令和 5 年 12 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書において、新しい NISA 制度のつみたて投資枠が月当たり 10 万円に引き上げられることを踏まえ、信用供与の上限額について、現行実務が法令の上限額よりも制限されている状況が解消されるよう、必要な制度見直しを行うことが適当であると提言されたことを踏まえたものです。</p> <p>クレジットカード決済による有価証券の購入については、顧客の資力を上回る有価証券の購入を可能とし、過当取引等による投資家保護上の問題が生じるおそれがあることから、上限額を含む一定の要件の下で認められており、当該上限額を一層引き上げることにについては、慎重な検討が必要であると考えられます。</p>
2	<p>今回の改正で、クレジットカードを利用して毎月最大 10 万円まで投資信託を定時定額で買い付けることができるようになると理解している。これについて、投資信託に限らず、NISA 成長投資枠で受入可能な国内取引所上場株式の買付（定時定額ではない場合を含む）も、その対象に加えることとしていただきたい。</p> <p>（趣旨） 投資信託の買付けに限ることで、個人投資家の投資資金が米国などの海外に流れる、インデックス投信が買付け対象としている指数に採用されている銘柄により資金が集中しやすくなるといった弊害が有る。</p> <p>これを一定の金額の範囲内で、国内取引所上場株式の買付けも対象とすることで、中小型株を中心により幅広く様々な上場企業にリスクマネーが投じられることとなり、その弊害を解消できるばかりか、国内企業の成長を通じた日本経済の発展にも資することとなると考えられる。</p>	<p>クレジットカード決済による有価証券の購入については、当該有価証券の売買が累積投資契約によるものであることが要件の 1 つとされていますが、累積投資業務において取り扱う有価証券の種類については監督指針Ⅳ-4-2-4 で規定されており、株券については金融商品取引所に上場されている株券等に限定されています。</p>
3	<p>金商業等府令改正案第 148 条第 2 号の「前号の有価証券」に関し、有価証券の種類についての限定はされず、例えば外国株式についても累積投資契約の対象としてクレジットカードによる購入ができるようにすることは可能か。</p>	
4	<p>他の金融商品取引業者との取引内容まで把握することはできないことから、「金融商品取引業者ごとに 10 万円を超えないこと」との要件との理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	<p>金商業等府令改正案第 148 条第 2 号の「有価証券の売買をした月」に関し、必ずしも約定日を基</p>	<p>「有価証券の売買」への該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	準とする必要はなく、クレジットカードの利用日や受渡日等の客観的な日付を基準とすることも許容されるか。	考えられますが、基本的には売買の約定を指すものと考えられます。 なお、例えば、何らかの事情により約定日が翌月になった結果、当該翌月に売買が約定した有価証券の対価に相当する額の総額が一時的に 10 万円を超えるような場合については、本規定の趣旨に反しない限りにおいて、直ちに法令上問題とはならないと考えられます。
6	金商業等府令改正案第 148 条第 2 号の「売買をした月における」について、約定日ベースという理解で良いか。	
7	今般の金商業等府令改正案第 149 条の 2 第 2 号では、登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外について、「有価証券の売買をした月におけるその個人の同号イの対価に相当する額及び同号ロの対価に相当する額の全部又は一部の総額が十万円を超えることとならないこと。」とされているが、この「売買した月における対価に相当する額の全部又は一部の総額」については、同条第 3 号の累積投資契約に基づく当該有価証券の買付日の属する月内で判定するという理解でよいか。	
8	金商業等府令改正案第 148 条第 2 号について、クレジットカード決済による積立の買付日にて、臨時的なファンド休業日が発生して、買付日が翌月となった場合、当該要件を満たさず違法となるのか。	
9	複数のカード会社のクレジットカード決済による積立を取り扱う場合、選択可能なカード会社は 1 社としても、カード会社の変更（契約している会社を取消し、新しいカード会社に変更）により、同月中に異なるカード会社で 10 万円が 2 回買付させるケースが発生する。この場合、カード会社の変更による買付も 1 回（10 万円）の買付になるよう制御する必要があるか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、同月に売買が約定した有価証券の対価に相当する額の総額が 10 万円を超える場合は、金商業等府令第 148 条第 2 号の要件を満たさないこととなります。
10	金商法第 44 条の 2 第 1 項 1 号及び金商業等府令改正案 148 条柱書の「信用の供与」に関し、前払式支払手段で有価証券を購入した場合、当該前払式支払手段がクレジットカード利用によってチャージされていたとしても、有価証券の売買の受託等に関して「信用の供与」がなされていないことから、金商法 44 条の 2 第 1 項 1 号の禁止の対象外という理解でよいか。	「信用の供与」への該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、実態としてクレジットカードを決済手段として有価証券の売買の受託等をしていると認められるような場合については、本規定の禁止の対象となり得る場合もあると考えられます。
11	金商業等府令改正案第 148 条第 1 号の「二月未満の期間内に一括して支払い」の要件について、顧客の支払遅延（カードの引落ができなかった場合）により、結果的に顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われなかった場合、当該要件を満たさず違法となるのか。	例えば、金融商品取引業者等において、顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われる取扱いとなっていることを、顧客からクレジットカード決済の申込みを受けた際に確認するための管理体制が整えられ、適切に運用されている場合には、基本的に、それ以上に、結果的に顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>金商業等府令改正案第 148 条第 1 号の「二月未満の期間内に一括して支払い」の要件について、顧客任意のリボ払い・あとリボ払いへの変更により、結果的に顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われなかった場合、当該要件を満たさず違法となるのか。</p>	<p>内一括して行われたかどうかまで確認することを求めるものではありません。</p>
13	<p>金商業等府令改正案第 148 条第 1 号の「二月未満の期間内に一括して支払い」の要件について、信用供与の開始時期は投資信託の買付日、信用供与の終了時期は顧客の銀行口座引落日という理解で良いか。</p>	<p>信用供与の開始時期及び終了時期については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、本規定は、信用供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外に係る要件として、翌月一括払いであることを求めるものであり、当該要件について従前の取扱いを変更するものではありません。</p>
14	<p>改正案に賛成。新制度の月額上限が定められたときに併せて改正すべき内容だったと思う。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
15	<p>クレジットカード決済による積立の買付日は月初となる場合もあるため、法改正の施行日は月初にしてもらいたい。</p>	